

文書名	有機 J A S 登録認定機関協議会共同公平性委員会設置規約
管理番号	C 1 5 - 0 4
承認日	2016年7月2日

## 有機 J A S 登録認定機関協議会共同公平性委員会設置規約

(名称)

第 1 条 別表 1 に掲げる登録認定機関（以下「関係機関」という。）は、共同して有機 J A S 登録認定機関協議会共同公平性委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員の選任方法)

第 2 条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、有機 J A S 登録認定機関協議会の幹事長（以下、「幹事長」という。）及び関係機関が推薦する委員の候補者の中から、幹事長が選任する。

- 2 委員は、認定生産行程管理者、消費者、学識経験者、関係機関から 6 名以内を、特定の利害関係者が支配的にならない構成で選任する。
- 3 幹事長は、前項の規定による委員の選任の結果について、すみやかに関係機関に通知するものとする。
- 4 委員の任期は、2 年間とし、再任を妨げない。
- 5 委員会の委員長（以下「委員長」という。）は関係機関から選任された委員をもってこれに充てる。
- 6 委員会は、複数設置することができるものとする。

(事務局)

第 3 条 委員会の事務は、関係機関により選任された登録認定機関が行う。

(経費の負担)

第 4 条 委員会に要する経費の負担の額および納入の時期等については、関係機関が協議して定める。

(協議内容)

第 5 条 委員会の協議内容は、次のとおりとする。

- 1 前回の助言の履行状況
- 2 認定機関の審査、認定及び意思決定プロセスについて
- 3 別表 2 に係る公平性のリスク分析の結果に対する評価

第 6 条 委員会は、関係機関の長に対し、次のことについて公平性の助言を行うことができる。

- 1 認定機関の公平性に関わる方針及び原則

- 2 一貫して公平な認定活動の支障になる認定機関の商業的又は偏った考慮を許すような傾向の抑制
- 3 透明性、公平性及び信頼性に影響する事項(人々の認識も含む。)

(委員会の助言に従わない場合の処置)

第7条 関係機関は、委員会の助言又は指導を最大限尊重し、できる限り従わなければならない。

- 2 委員会は、関係機関の長が委員会の助言又は指導に従わない場合は、農林水産省食料産業局食品製造課食品規格室にその内容を通報することができる。

(権限)

第8条 委員会は、関係機関の公平性の審査に必要な全ての情報の開示を求め、確認することができるものとする。

(機密保持)

第9条 委員は、その地位によって知り得た関係機関の情報を、口外したり、個人の利益のために供したりすることなく、機密を保持しなければならない。

- 2 前項の機密保持は、委員在任中のみならず、委員退任後においても適用する。
- 3 幹事長は、委員の委嘱に当たり、委員の機密保持及び利害の抵触に係る宣誓書(別記様式1)を求めるものとする。

(議事録)

第10条 委員長は、委員会の議事録を文書化し、保存すると共に、関係機関に係る抄本を当該関係機関に通知する。

(委員の罷免等)

第11条 幹事長は、委員が公序良俗に反する行為を行った場合、第9条の機密保持に違反した場合、信頼失墜行為を行った場合は、関係機関と協議の上、当該委員を罷免することができる。

- 2 前項の場合において、委員が関係機関に損害を生じさせた場合は、損害賠償を求めることができる。

(委員会)

第12条 幹事長は、関係機関の運営に関する公平性について、毎年1回以上委員会を招集する。

- 2 委員会は、関係機関の認定業務等の公平性について審議を行い、その結果を関係機関に進言するものとする。
- 3 関係機関の長は、当該機関の認定業務の公平性に係るトラブル等が発生した場合は、幹事長に臨時に委員会の招集を要請することができる。
- 4 前項において、委員会は、特定機関の認定業務の公平性について審議し、助言又は指導を行うものとする。
- 5 委員会の進行は委員長が行う。但し、委員長が属する登録認定機関が審査の対象となる場合、委員長は、他の関係機関から委員長代行を選任し、これに充てる。

6 委員会の議事は、出席委員の過半数の採決をもって決する。

(規約改正)

第13条 この規約を改正する場合は、改正案について関係機関が協議し、過半数の採決をもって決する。

2 やむを得ない事由のため前項の協議に出席できない関係機関は、あらかじめ通知された事項について書面をもって評決することができる。

(補則)

第14条 この規約に定めるものを除くほか、委員会の事務に関し必要な事項は、関係機関が協議して定める。

(附則)

1. この規約は2012年12月15日から施行する
2. 2014年6月28日改定
3. 2016年4月1日改定
4. 2016年7月2日改定

別表1 公平性委員会を共同設置する登録認定機関

登録認定機関名	備考欄
(特)愛媛県有機農業研究会	
(公社)全国愛農会	
(特)北海道有機認証協会	
(一社)民間稲作研究所認証センター	
(特)有機農業推進協会	
(特)和歌山有機認証協会	
(特)赤とんぼ	
(公財)自然農法国際研究開発センター	

別表2 公平性のリスクとして協議すべき事項

協議事項	関係書類
前回の委員会の指摘に対する認定機関の措置の評価	
代表者による公平性のコミットメントは行われているか。	HP等
認定業務の公平性に関し、認定業務以外の業務からの影響が排除されているか。	規約、役職員構成
組織の全ての部門において認定業務に関するコンサルが行われていないか。	組織規程、財務諸表等

組織の全ての部門において認証品の宣伝、販売等が行われていないか。	組織規程、財務諸表等
認定手数料、調査手数料に関し、組織の会員等であることを理由に差異が生じていないか。	規約、関係帳簿
認定業務及び認定事務を行う者又は雇用主が、2年前以降に認証品の宣伝、販売等に従事していないか。	履歴書、宣誓書
認定業務及び認定事務を行う者は、利害関係を有する申請者又は認定者に関する業務に従事していないか。	認定業務台帳
認定者である審査員のたすき掛け業務は行われていないか。	認定業務台帳
認定業務及び認定事務を行う者は、利害に抵触する事由が発生したときは、速やかに組織に報告しているか。	宣誓書、報告書
認定機関は毎年、適正に内部監査を行っているか。	監査報告書
認定機関は、毎年定期的にマネジメントレビューを行っているか。	マネジメントレビュー報告書
認定機関は、不適合業務の是正及び予防に努めているか。	不適合業務報告書
認定機関が、設立又は出資する独立した法人の活動が、認証業務の公平性を損ねていないか。	ヒアリング
認定業務及び認定事務を行う者が前項の独立した法人の活動に従事していないか。	
認証機関に対し、業務の公平性に関する苦情が寄せられていないか。	苦情処理報告書
認証機関に対し、業務の公平性に関する苦情が寄せられた場合、適正に対処しているか。	苦情処理報告書
その他、認定業務が公平に行われているか。	

別記様式第1号（第12条関係）宣誓書

<p style="margin: 0;">宣 誓 書</p> <p style="margin: 0;">私は、有機 J A S 登録認定機関協議会共同公平性委員会設置規約第9条の規定により、公平委員会によって知り得た情報を、委員在任中及び委員退任後においても、自らの利益に供したり、他人に口外したりせず、その機密を保持することを誓います。</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">年 月 日</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">有機 J A S 登録認定機関協議会</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">幹事長</p>	
	<p style="margin: 0;">様</p> <p style="margin: 0;">住所</p> <p style="margin: 0;">氏名</p>